

別紙 1 (農地所有適格法人が農地等の権利を取得する場合)

1 事業の種類及び売上高	(1) 事業の種類								
	区 分	農 業			左記農業に該当しない事業の内容				
		生産する農畜産物		関連事業等の内容					
	現在 (実績又は見込み)	水稻 白大豆 キャベツ		もち、うどん、きな粉の製造販売 農作業の受託	—				
	権利取得後 (予定)	水稻 白大豆 キャベツ		もち、うどん、きな粉の製造販売 農作業の受託	—				
	(2) 売上高								
	年 度	農 業		左記農業に該当しない事業					
	3年前 (実績)	19,000,000 円		0 円					
	2年前 (実績)	21,000,000		0					
	1年前 (実績)	20,000,000		0					
申請日の属する年 (実績又は見込み)	21,000,000		0						
2年目 (見込み)	21,000,000		0						
3年目 (見込み)	21,000,000		0						
2 構成員全ての状況	(1) 農業関係者 (権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)								
	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等 <small>在留資格又は特別永住権</small>	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
					農地等の提供面積		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
					権利の種類	面積	直近実績	見込み	
	播磨 太郎	明石市一死町東二見〇	日本	30	賃借権	5,000 m ²	300 日	300 日	—
	但馬 四郎	明石市魚住町西岡△△	日本	30	賃借権	4,000	300	300	—
	例えば 1株5万円の株を30株保有の場合は30と記入します。								
	「住所又は主たる事務所の所在地」「国籍等」欄は、所有権を移転する場合のみ記入します。ただし、記入が必要なのは、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。								
	議決権の数の合計		60						
	農業関係者の議決権の割合		100						
(2) 農業関係者以外の者 ((1) 以外の者)									
氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	<small>在留資格又は特別永住権</small>	議決権の数					
「住所又は主たる事務所の所在地」「国籍等」欄は、所有権を移転する場合のみ記入します。									

	議決権の数の合計								
	農業関係者以外の者の議決権の割合								
3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況	氏名	住所	役職	国籍等	在留資格又は特別永住者	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
						直近実績	見込み	直近実績	見込み
	播磨 三郎	明石市二見町東二見〇〇	代表取締役社長	日本		日 300	日 300	日 200	日 200
	但馬 四郎	明石市魚住町西岡△△	取締役専務	日本		日 300	日 300	日 200	日 200
「国籍等」欄は、所有権を移転する場合のみ記入します。									
4 重要な使用人の農業への従事状況	氏名	住所	役職	国籍等	在留資格又は特別永住者	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
						直近実績	見込み	直近実績	見込み
						日	日	日	日
「国籍等」欄は、所有権を移転する場合のみ記入します。									

※1 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2(1)農業関係者」の「農地等の提供面積」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

※2 2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等並びに3の国籍等並びに4の国籍等の各欄については、所有権を移転する場合のみ記載してください(ただし、2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)

国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。

なお、4については、3の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者(原則年間150日以上)であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

(注) 構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付して下さい。なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付して下さい。